

函館市職員退職手当条例の規定による退職手当の
支給制限等に係る書面の様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市職員退職手当条例（昭和59年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第15条から第20条までに規定する退職手当の支給制限等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当支給制限処分書の様式)

第2条 条例第15条第1項の規定による処分に係る同条第2項の書面の様式および第17条第1項（同項第1号または第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 条例第17条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）または第2項の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書の様式)

第3条 条例第16条第1項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

2 条例第16条第2項（同項第1号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

3 条例第16条第2項（同項第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

4 条例第16条第3項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)

第4条 条例第18条第1項（同項第1号または第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例

第15条第2項の書面の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 条例第18条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第6項または条例第19条第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

（条例第20条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式）

第5条 条例第20条第1項の規定による通知に係る書面の様式は、別記第9号様式のとおりとする。

（退職手当相当額納付命令書の様式）

第6条 条例第20条第1項、第2項または第3項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、別記第10号様式のとおりとする。

2 条例第20条第4項または第5項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、別記第11号様式のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月29日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

函館市職員退職手当条例 第15条第1項 第17条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととしたので通知します。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（（※）が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

（処分前の一般の退職手当等の額）	円
（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円

別記第2号様式（第2条関係）

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

函館市職員退職手当条例 第17条第1項 第17条第2項 の規定により、一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととしたので通知します。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（（※）が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

（処分前の一般の退職手当等の額）	円
（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円

別記第3号様式（第3条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

函館市職員退職手当条例第16条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めることとしたので通知します。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（※1）に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（（※2）が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	
		年 月

(裏面)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合	

備 考

- 1 (※1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(※2)には被告を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、函館市職員退職手当条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記第4号様式（第3条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

函館市職員退職手当条例第16条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めることとしたので通知します。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（※1）に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（（※2）が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	
		年 月

(裏面)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条 :)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があった場合であって、函館市職員退職手当条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日またはその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、函館市職員退職手当条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備 考

- 1 (※1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(※2)には被告を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、函館市職員退職手当条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記第5号様式（第3条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

函館市職員退職手当条例第16条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めることとしたので通知します。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（※1）に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（（※2）が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	

(裏面)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があった場合であって、函館市職員退職手当条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日またはその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、函館市職員退職手当条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備 考

- 1 (※1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(※2)には被告を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、函館市職員退職手当条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記第 6 号様式（第 3 条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

函館市職員退職手当条例第 16 条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めることとしたので通知します。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に函館市長に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（※1）に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に函館市を被告として（（※2）が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	

(裏面)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が函館市職員退職手当条例第17条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備 考

- 1 (※1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(※2)には被告を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、函館市職員退職手当条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記第7号様式（第4条関係）

（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

函館市職員退職手当条例第18条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（（※）が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（函館市職員退職手当条例第18条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(函館市職員退職手当条例第15条第1項で規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 (※) には被告を代表する者を記載すること。

別記第8号様式（第4条関係）

（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

函館市職員退職手当条例 第18条第1項 第19条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（※）が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(函館市職員退職手当条例 第18条第1項 第19条第1項 の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(函館市職員退職手当条例第15条第1項で規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備 考

- 1 (※) には被告を代表する者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

別記第9号様式（第5条関係）

（表面）

函館市職員退職手当条例第20条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、函館市職員退職手当条例第20条第1項の規定により通知します。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

記

（退職をした者の氏名）
（退職手当の受給者の氏名）

(裏面)

<p>(既に支払われた一般の退職手当等の額)</p> <p style="text-align: right;">円</p>
<p>(函館市職員退職手当条例第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)</p> <p style="text-align: right;">円</p>
<p>(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)</p>

別記第10号様式（第6条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

第20条第1項

函館市職員退職手当条例 第20条第2項 の規定により，退職手当の
第20条第3項

受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち
下記の金額の納付を命じます。

なお，この処分についての審査請求は，この命令書を受けた日の翌日
から起算して3か月以内に函館市長に対してすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，この命令書を受けた日の翌日から
起算して6か月以内に函館市を被告として（（※）が被告の代表者とな
ります。）提起することができます（なお，この命令書を受けた日の翌
日から起算して6か月以内であっても，この処分の日から起算し
て1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなく
なります。）。ただし，この命令書を受けた日の翌日から起算して3か
月以内に審査請求をした場合には，この処分の取消しの訴えは，その審
査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に
提起することができます（なお，その裁決の送達を受けた日の翌日から
起算して6か月以内であっても，その裁決の日から起算して1年
を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま
す。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(函館市職員退職手当条例 第20条第1項 第20条第2項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第20条第3項	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(函館市職員退職手当条例第15条第1項および第20条第6項で規定する事情 に関し勘案した内容についての説明)

備 考

- 1 (※) には被告を代表する者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

別記第 1 1 号様式（第 6 条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

函館市職員退職手当条例 第20条第4項 第20条第5項 の規定により、退職手当の
受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち
下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日
から起算して3か月以内に函館市長に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から
起算して6か月以内に函館市を被告として（（※）が被告の代表者とな
ります。）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌
日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算し
て1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなく
なります。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か
月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審
査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に
提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から
起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年
を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま
す。）。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（函館市職員退職手当条例 第20条第4項 第20条第5項 の規定により控除される失業者退職手当額）	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(函館市職員退職手当条例第15条第1項および第20条第6項で規定する事情 に関し勘案した内容についての説明)

備 考

- 1 (※) には被告を代表する者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。